

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

#### 1 位置及び地形の特徴

長生村は千葉県東部、太平洋（外房）に面し、九十九里平野（九十九里浜）の南部に位置する。地形は緩やかで起伏は少ない。村域には農業用水用の溜池が点在している。



#### 2 地域の災害リスク

当会では、地域の災害発生状況及び想定される災害リスクを長生村防災会議が作成した長生村地域防災計画（平成26年修正）や防災マップ等を基に確認を行う。

##### (1) 風水害

当村に大きな被害をもたらした風水害は、平成8年9月の台風17号の通過に伴う大雨により、一宮川堤防の決壊や越水が発生し、金田地区及び信友地区の一部に避難指示が出された被害である。一宮川については、1970年（昭和45年）にも集中豪雨で金田地区の堤防が決壊する被害が発生している。

当村の地域防災計画によると、水防法に基づく水位周知河川に指定されている一宮川流域で2日間総雨量324mmの場合、八積地区の一部で2.0～5.0mの浸水深が想定されている。

また、南白亀川の支流である内谷川についても、南白亀川流域で24時間総雨量288mmの降雨量があった場合には、本郷や小泉の内谷川沿岸地域で、浸水深1.0～2.0mの区域が想定されている。

2つの浸水想定区域の多くは水田であるが、浸水深が0.5～1.0mの想定区域には住宅地も含まれている。



(参考文献：長生村地域防災計画、長生村洪水ハザードマップ)

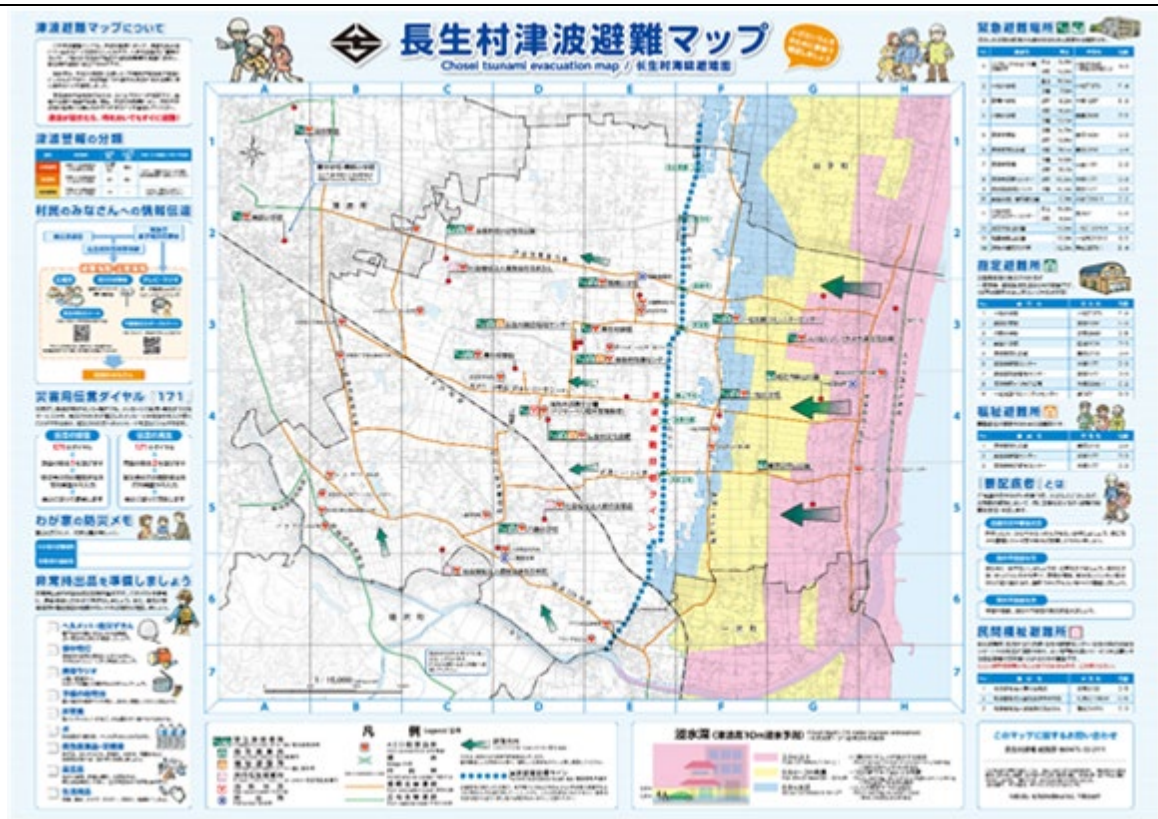
## (2) 津波

過去に千葉県に大きな被害をもたらした津波は、1677年の延宝地震（最大津波高7.1m）、1703年の元禄地震（最大津波高5.3m）があるが、「東北地方太平洋沖地震」による津波被害を受けて、県は平成24年度に新たに最大10mの津波による浸水予測図を公表している。

これによると、海岸から約2kmの距離にある県道一宮片貝線付近まで津波が到達すると予想され、沿岸から約1kmの範囲は津波高が2mを超える浸水深となる。

東日本大震災の被害状況から、浸水深2mを超えると人的・物的被害が大きくなることが確認されており、沿岸2km以遠への避難が必要になる。

ただし、この予測図は特定の地震を想定していないため、津波到達時間が想定されていない。そこで千葉県県土整備部が平成15～17年度に実施した延宝地震（1677年）と元禄地震（1703年）を想定した津波遡上計算結果を参考にした。その結果、津波到達時間は地震発生から約30分程度であると考えer必要がある。



(参考文献：長生村地域防災計画、津波避難マップ)

### (3) 地震

千葉県内に被害をもたらした地震を整理してみると、津波の発生が記録されたものがあり、当村でも被害が記録されている。

特に、1677年に発生したM8クラスの延宝地震は、太平洋プレート境界付近で発生した地震と考えられ、房総半島東方沖が震源域とされている。隣接する一宮町東浪見で大きな津波や強い揺れによる被害が発生している。この地震は、揺れから予想されるよりもはるかに高い大きな津波を引き起こしていることから「津波地震」であった可能性も指摘されている。

1703年に発生した元禄地震(M7.9~8.2)と1923年の関東地震(M7.9)は、フィリピン海プレート境界付近で発生した地震であると考えられており、M8クラスの巨大地震として知られている。二つの地震とも津波が発生しており、震源域が陸地に近いため、地震発生後短時間で津波が来襲したと思われる。元禄地震では当村にも津波が来襲し多くの死者が出たという記録が残っている。

2011年(平成23年)の東北地方太平洋沖地震では、旭市などが津波により大きな被害を受けている。

平成19年度に千葉県が行った調査は、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる南関東地域の地震の発生頻度を考慮して、次表に示す3地震を想定し、被害想定を実施した。

また、3地震のほか、地域防災対策用として、各市町村の役場直下のフィリピン海プレート上面でM6.9の地震が発生した場合の各市町村の震度を計算している。

【表一 想定した地震】

No.	想定地震名	マグニチュード	地震タイプ
1	東京湾北部地震	Mw=7.3	南関東直下のM7クラスの地震
2	千葉県東方沖地震	Mw=6.8	
3	三浦半島断層群による地震	Mw=6.9	活断層による地震

※Mw：モーメントマグニチュード

3地震の中で最も大きい震度が想定されたのが東京湾北部地震であり、村内の41%の地域で震度6弱となると想定され、一宮川沿岸地域では液状化の危険度が高いと想定している。

被害については、冬の夕方6時・風速が9mの場合を想定している。

人的被害は、死者はゼロであるが、負傷者は52人（重傷者2人を含む）となる。

建物被害は液状化によるものを含めて、全壊が55棟、半壊は533棟と多くなる。そのため、避難者数は1か月後でも880人と想定されており、応急仮設住宅が必要になる。

帰宅困難者は、県内や東京都に通勤・通学等で通っている人を中心に2,060人となる。

災害により、全壊、半壊した家屋の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートなどの震災廃棄物（いわゆるガレキ）は5,302トンとなることから、一時保管場所も必要になる。

なお、これら地震では津波被害を想定していないため、津波が発生した場合にはさらなる被害の拡大を想定する必要がある。

（参考文献：長生村地域防災計画）

### 3 商工業者の状況（令和3年4月1日現在）

（1）商工業者数 321人（出典：平成28年経済センサスより）

（2）小規模事業者数 308人（出典：平成28年経済センサスより）

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	65	64	村内に広く分散している
製造業	32	28	村内に広く分散している
卸売業	17	16	村内に広く分散している
小売業	73	70	村内に広く分散している
飲食業	42	40	村内に広く分散している
サービス業	92	90	村内に広く分散している
合 計	321	308	

#### 4 これまでの取組

##### (1) 当村の取組

###### ①長生村地域防災計画の策定

長生村では、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条第1項の規定により、長生村防災会議が作成する、村に係わる風水害、地震災害をはじめとする大規模災害や、大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、長生村及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、村民の協力のもとに、村の地域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした長生村地域防災計画に基づき、村で必要となる災害対策を実施しているところである。

なお、計画は、共通編、地震・津波編、大規模災害編及び資料編で構成されており、直近では平成26年に修正している。

###### ②防災訓練の実施

長生村では毎年度、地震等の大規模災害に備え、村及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった総合防災訓練を実施している。

###### ③防災、感染症対策備品の備蓄

災害時や感染症発生時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、村民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

###### ④長生村防災マップの作成

2020年3月に災害時の備え及び村内の浸水想定区域等を記載した「長生村防災マップ」を作成し、村ホームページで公開するとともに村民に配布している。

##### (2) 当会の取組

###### ①災害救助用物資及び復旧用物資の確保についての協力

###### ②損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

###### ③被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

###### ④日本政策金融公庫や県及び村などの公的な各種融資制度の斡旋

###### ⑤国、県及び村等から要請のあった商工業関係被害状況調査及び情報の収集

## II 課題

- 1 長生村の防災計画では、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は（１）被災者に対する衣料、食品のあっせんに関すること、（２）被災会員等に対する資金の融資あっせんに関することとの記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当村の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

## III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。  
※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ②村や当会の広報、ホームページ等を活用し、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、パンフレットの設置を依頼する。
- ③被災した小規模事業者が速やかに低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。

(4) フォローアップ

- ①中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ②当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当村、当会）を必要に応じて設置し小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(6) 防災備品の購入等

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や手動式携帯電話充電器、飲料水やマスク等の防災備品を本計画期間中（令和4年度から令和8年度）に購入する。

## 2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は、発災後 3 時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。  
※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当村と当会で共有する。

### (2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
  - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報等が解除された後に出勤する。
  - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
  - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により、応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
八積地区	理事	3人	大まかな被害状況の把握等
高根地区	理事	3人	〃
一松地区	理事	3人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は 2 日以内に実施し、その状況を当会と当村で共有する。

（長生村商工会と長生村で共有する被害規模等の目安）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考え。



④長生村商工会と長生村とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

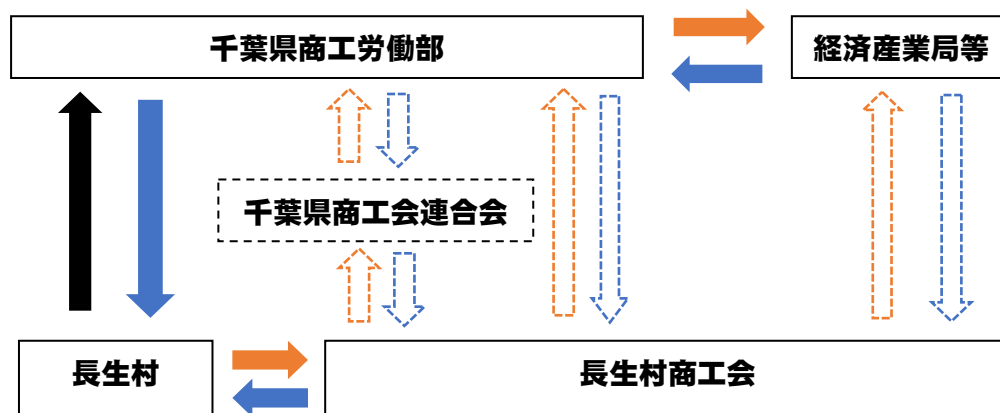
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接村役場を訪問し、被害情報等を報告する。

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当村からの要請等に基づき、当会の役員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

(3) 当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

#### ①確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

#### ②被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当村であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当村が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当村より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

#### 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (2) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について長生村と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (3) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (4) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (5) 応急時に有効な被災事業者施策(国、県、村の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (6) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国、県、村の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。

#### 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資(セーフティネット資金・一般枠)等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

#### 6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

##### (1) 事前の対策

- ① Web会議の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

##### (2) 流行時の対策

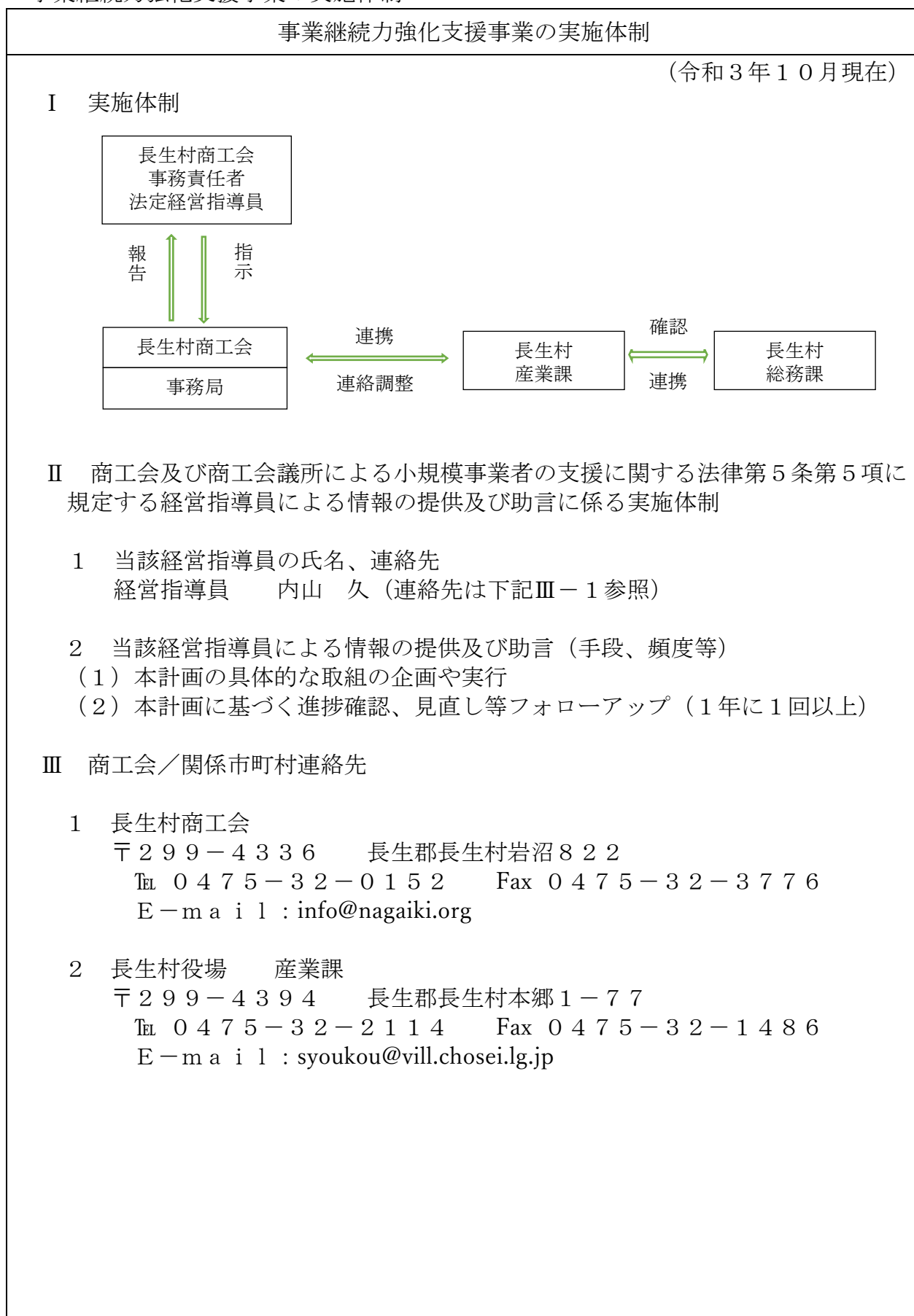
- ① 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ② マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

#### 7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	200	150	100	100
BCP策定個別 相談会開催費 通信費他	100	100	50	50	50
防災備品購入費	200	100	100	50	50

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、長生村補助金等